

会津若松市のまちなか観光推進施策について

地方都市 まちづくり 歴史的資源
活用 まちなか 観光

正会員 ○今村 洋一*
同 窪田 亜矢**
同 北沢 猛***

1. はじめに

点在する歴史的資源を如何に活用し、まちの活力を維持していくか。これは我が国の多くの地方都市に共通の現代的テーマである。一方で、観光が重要な都市戦略になるという認識も広がり、多くの自治体が観光振興に本腰を入れようとしている。歴史的資源の活用、観光振興。これらをうまく結びつけるまちづくりの方法論が必要ではないか。本稿はこの問題意識に基づいている。

本稿では、まちなかに点在する歴史的資源を活用し、地域住民が主体となった「まちなか観光」の推進に取り組んでいる会津若松市について、特に行政の計画の中での「まちなか観光」の位置づけとそれに関連する施策を明らかにすることを目的としている。また、本稿は行政資料及び関係各者への聞き取り調査によっている。

2. 会津若松市の概要と観光の現状

会津若松は近世、松平氏 23 万石の城下町として栄え、市制施行後 100 年以上を経過した会津地方の中心都市（人口 11 万 8 千人）である。

従来より、飯盛山（白虎隊で有名）、鶴ヶ城を見て回り、東山温泉あるいは芦ノ牧温泉に宿泊するという観光パターンを典型とする観光都市であったが、近年、観光客入込数は減少を続けている（図 1）。特に温泉地の打撃が言われている。その一方で、歴史的な建物が点在するまちなかを歩く観光客が徐々に増加しているとも言われ、官民一体となった「まちなか観光」推進の取り組みが効果をあげつつある。

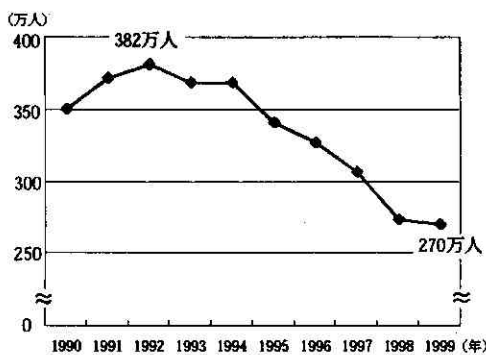


図 1 観光客入込数の推移

3. 長期総合計画まちづくり 21

平成 6 年（1994）3 月に策定された市政の最上位計画で、平成 15 年（2003）度を目録年度とする 10 か年計画。

【基本構想】「誘客 500 万人」の観光都市をめざすことが明記されている。

【基本計画】「新しい観光ニーズへの対応と魅力づくり」の中で、歴史的遺産、民間の歴史館・資料館、物語性のある通りの活用を図り、歩いて楽しめる「まちなか観光」を推進するとされている。

【地域別将来展望】市街地中央地域（旧城下町であり中心市街地に相当する地区）では、歴史的情緒が感じられる市街地景観の形成に努め、歴史的資源を歩いて楽しめるようなネットワークの形成も行い、「まちなか観光」を推進することが明示されている。

このように総合計画において、歴史的資源を活用した「まちなか観光」の推進が、まちづくりの基本的な方向の 1 つとして明確に位置付けられている。

4. 観光振興計画

平成 8 年（1996）2 月策定。前記の長期総合計画「まちづくり 21」を上位計画とし、その観光部門の基本計画。

「一度行ってみたい会津 来てよかった会津 もう一度行ってみたい会津」を基本理念に、会津若松の観光施策がいかにあるべきかその方向づけを行うものである。

【重点整備地区】特に観光地整備に力を入れる地区として 4 地区（まちなか観光エリア、城周辺エリア、宿泊拠点エリア、猪苗代湖西岸エリア）が定められている。その中で「まちなか観光エリア」は、七日町通り・大町通りを中心とした旧町人地で、美術館・資料館のネットワーク化、駐車場・歩道・ポケットパーク・サイン整備、観光要素を取り入れた商店街整備等により、市街地の魅力を高め、市民と観光客が交流できる観光拠点として集客力を高めるとされている。

【基本施策】「新しい観光ニーズへの対応と魅力づくり」の中で、「まちなか観光」の推進が大きく取り上げられ、8 つの具体的な施策が示されている（表 1）。そこでは、「まちなか観光」に関連して、景観整備、歴史的環境保全、道路整備、歩行者空間整備、文化振興、商店街再生、誘客、内部交通といった様々な施策の展開が示されている。

5. まちなか観光推進事業実施要綱

平成9年(1997)5月に施行された要綱で、市街地への観光客の誘致促進を図るために市民グループの活動をサポートすることを目的としている。まちなか観光に寄与する市民団体を「まちなか観光推進団体」として認定し、まちなか観光整備地区を指定した上で、活動に対する補助金交付(表2)や、地区内での公共的便益施設の整備を行うこととされている。

現在、七日町通りまちなみ協議会(平成9年認定)、野口英世青春通り協議会(平成10年認定)、いにしえ夢街道協議会(平成10年認定)の3団体が認定を受けている(図2)。平成12年(2000)度までにのれん設置13件、看板設置19件、マップ作成2件、車いす利用者用トイレ設置2件について補助金が交付され、歩行者案内板等休憩施設3カ所が整備されている。

6. 中心市街地活性化基本計画

平成11年(1999)3月に策定された平成20年(2008)度を目標年度とする計画。長期総合計画「まちづくり21」を上位計画とし、「城下町回廊の賑わい」を基本テーマに生活圏づくり・交流圏づくりによるまちなか再生を図ることを目的としている。

策定委員会の内部ワークショップの段階から、「まちなか観光の実現が中心市街地活性化の鍵である」という認識がなされ、基本計画において特に交流圏づくりの柱として「まちなか観光」の推進が位置づけられている。

中心市街地活性化基本計画を上位計画とするTMO構想(同時に策定)においても「まちなか観光」の推進が大きく取り上げられ、ハード・ソフト双方の施策が提案されている。

7. まとめ

以上、「まちなか観光」推進に関連する計画・施策を整理した。会津若松市では、「まちなか観光」推進がまちづくりの大きなテーマとして位置づけられ、その実現のための様々な施策が定められている。観光を単に経済振興策として捉えずに、まちづくりの切り口として捉え、具体的な施策を展開していることが評価できる。こういった行政の取り組みに加え、「まちなか観光」を推進しようとしている市民グループの活動も活発である。

今後は市民グループの活動にも注目し、点在する歴史的資源を活用した「まちなか観光」推進による都市再生の方法論を確立する。多くの地方都市にとって、会津若松市の「まちなか観光」推進に関連する取り組みは、歴史的資源の活用と観光を柱としたまちづくりの1つのモデルケースとなるであろう。

表1 観光振興計画に示されたまちなか観光推進施策

中心テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・若松城跡をはじめとする歴史的遺産や民間の歴史館・資料館、更には、物語性のある通り等のネットワーク化を図り、これらを結ぶルートの設定やPR、魅力ある歩道を整備し、歩いて楽しめる「まちなか観光」を推進する。
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観を形成していく上で、重点的に保全・整備していくべき地域について地区景観形成指針の策定、及び景観形成地区の指定。良好な景観を形成するための重点的な整備の推進。 ・旧町名・地名の保存並びにかつての通りの名前等の保存、活用と旧街道や歴史的建造物の保存、再生等により歩いて楽しめるようなネットワーク形成。 ・歩いて楽しい街、個性あふれる街路空間を創造するため主要幹線道路の電線・電路線の地中化や、地域の雰囲気にあつた道路の舗装、ベンチ、街路灯、植栽等の整備。高齢者や障害者をもつ人、妊婦している人や小さな子供連れの人など、みんなが安全に通行できるように道路の整備。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の沿線について、植樹帯や路側帯の緑化、市民の協力によるフラワーポット設置など、うるおいのある景観の形成。 ・本市にゆかりのある美術品や工芸品の販賣機会や市民創作活動の発表機会の提供など、日常的に芸術作品等と触れ合える機能として美術館の整備。 ・地域の個性を生かした魅力ある商店街の創造と、商店街の整備と連携を図りながら、歩いて楽しい空間の整備による魅力ある商店街の形成。 ・歩いて楽しめる町並み・通りについてネットワーク化と、歴史コースやグルメコースなど観光客のニーズに合わせたモデルコースの設定と活用。 ・シティループ対策としてのレンタサイクルやチャトル自転車の利用促進。

表2 まちなか観光推進補助事業

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の1/2以内	補助年度
<ul style="list-style-type: none"> ・のれん、看板設置事業(団体等が行う事業で当該団体が設置し、まちなか観光にふさわしい内容のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン料及び制作費(設置に伴う工事費は除く)ただし、のれんについては1基10万円まで、看板については1基20万円まで 	補助対象経費の1/2以内	年間100万円
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、マップ作成事業(主に観光客を対象とした内容のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷費、企画料、版下作成料(補助対象は年1回とする) 	補助対象経費の1/2以内	年間100万円
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ案内看板設置事業(主に観光客にトイレを開放するため団体が設置するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板制作費及び設置に係る工事費 	補助対象経費の1/2以内	1基5万円
<ul style="list-style-type: none"> ・車いす利用者用トイレ設置事業(福島県「人にやさしいまちづくり条例」に定める整備基準に適合する構造で、一般に開放する目的で設置するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置(新築・増設)に係る工事費(用地取得に係る経費は除く) 	1カ所300万円以内	1カ所300万円

備考1. のれん・看板等設置事業については、統一したデザインにこだわらず団体としてまちなかを演出するための同じコンセプトのもとに作成されるものであれば、個店ごとのデザインは問わない。
2. トイレ案内看板設置事業に係る案内看板の設置箇所については団体が決定するものとし、清掃等の通常の維持管理についても当該団体が行うものとする。
3. 車いす利用者用トイレ設置事業の補助対象経費に帰着する工事費は、車いす利用者のために店舗等の入口及びトイレまでの道路の改修等に係る工事費を含むものとする。

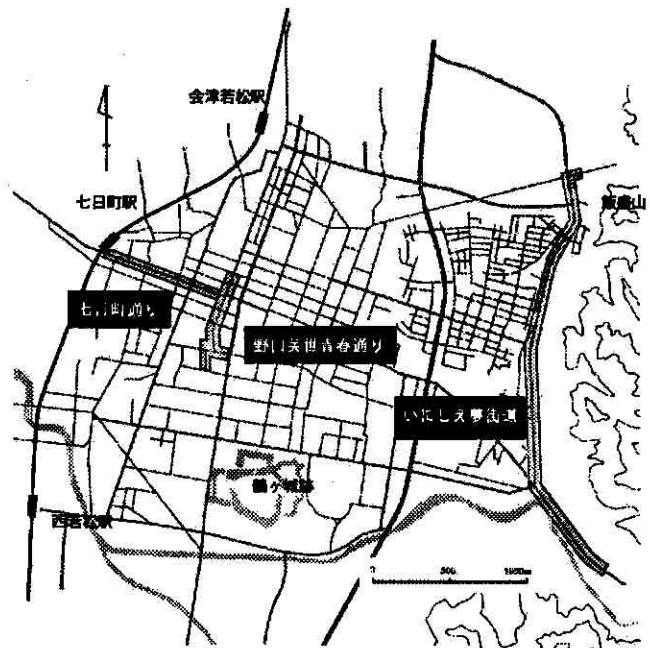


図2 まちなか観光整備地区

* 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 博士課程
** 東京大学工学部都市工学科 助手
*** 東京大学工学部都市工学科 助教授

Graduate School, Dept. of Urban Engineering, Faculty of Engineering, Univ. of Tokyo
Research Associate., Dept. of Urban Engineering, Faculty of Engineering, Univ. of Tokyo
Associate Prof., Dept. of Urban Engineering, Faculty of Engineering, Univ. of Tokyo